

効果的な活動を行うために
わたしたちが守るべき8つのこと

～CSO開発効果にかかるイスタンブール原則を知るための手引き～

別冊



【執筆・編集】

「原則3. 人々のエンパワメント、民主的なオーナーシップと参加の重視」

高柳 彰夫、(特活) 国際協力NGOセンター 政策アドバイザー

「原則4. 環境の持続可能性の推進」および「原則8. 状況の改善に向けた持続的変化の促進」

遠藤 衛、(特活) 国際協力NGOセンター 政策アドバイザー

「原則5. 透明性の確保と説明責任（アカウンタビリティ）の実践」

本田 朋子、(特活) 国際協力NGOセンター 政策アドバイザー

「原則7. 知識の創出、共有と相互学習の実践」

井上 団、(特活) アーユス仏教国際協力ネットワーク

上記以外の執筆・編集

杉本 香菜子、(特活) 国際協力NGOセンター 調査提言グループ

編集責任者

大橋 正明、(特活) 国際協力NGOセンター 理事長

【作成協力団体】

(特活) アーユス仏教国際協力ネットワーク

はじめに

近年、政府開発援助（ODA）の質を見直す議論が進んだこと、また市民社会組織（Civil Society Organization、以下CSO）が独自の、責任ある開発アクターとして広く認識されるようになったことなどを背景に、世界のCSOの間では、自らの活動の質や、その効果を問い直す試みが続いてきました。

「より効果的な活動を実施し貧困削減に資するために、私たちは何に注意を払い、どう行動すべきか」延べ100を超える国や地域のCSOが繰り返し議論を交わし、その成果物として、各地での議論を集約した2つの文書『CSOの開発効果にかかるイスタンブール原則』（2010年）と『CSO開発効果に関する国際枠組み』（2011年）がまとめられました。

本冊子は、2013年発行の『効果的な活動を行うためにわたしたちが守るべき8つのこと～CSO開発効果に係るイスタンブール原則を知るための手引き』を補完する別冊です。前述の冊子では紹介しきれなかったイスタンブール8原則の内、5つを詳しく説明していきます。

イスタンブール8原則 ※本別冊でご紹介するものを太字で示しています

	原則1. 人権と社会的正義を尊重し、推進します
	原則2. 女性・少女の権利を推進し、ジェンダーの平等と公平を実現します
	原則3. 人々のエンパワメント、民主的なオーナーシップと参加を重視します
	原則4. 環境の持続可能性を推進します
	原則5. 透明性を確保し、説明責任を果たします
	原則6. 公平なパートナーシップと連携を模索します
	原則7. 知見を創出、共有し、相互学習を実践します
	原則8. 状況の改善にむけて持続的な変化をもたらします

原則3. 人々のエンパワメント、民主的なオーナーシップと参加の重視

開発では、その活動によって影響を受ける人々、中でも貧困層や社会から取り残された人々のエンパワメントに取り組むことが重要です。つまり、貧困層が力をつけることにより、開発政策や意思決定のプロセスに主体的に「参加」し、自らの生活に「民主的なオーナーシップ」がもてるように支援することが求められています。

先進国のCSOは、ともすると開発の計画づくりから評価までの一連の過程において、地域住民の十分な参加なく事業を実施しがちです。しかしこのような支援方法では、地域住民自らが地域の課題解決に取り組む力を育てることはできません。外部者である私たちの役割は、現地コミュニティの伝統や文化を尊重しながら、人々のエンパワメントに取り組み、彼らが自身の生活に影響を及ぼす事柄の意思決定に、より強い影響力を発揮できるよう側面から支援することなのです。

1. エンパワメント、民主的なオーナーシップ・参加とは？

「エンパワメント」とは、現地の人々やコミュニティ、CSOが力をつけることです。ここでいう力とは、自分たちの生活に影響を与える事柄について発言し、影響を及ぼす力だけでなく、情報を得る力、議論する力等、その実現に必要な様々な能力を含みます。

「民主的なオーナーシップ」は、地域住民が自身の生活に影響を及ぼす、政策や開発事業に対する影響力を高め、主導権を持つことです。具体的には、途上国のCSOや当事者が、社会の開発戦略や取り組む課題の優先順位を決めたり、事業の立案・実施・評価の各段階で主体性を持つことを指します。

外部からの協力者である先進国のCSOの役割は、当事者の主体的な取り組みを側面から支援することです。すなわち、途上国のCSOや地域住民が、社会の将来像やそれに影響する開発事業について積極的に意見を述べられるよう「参加」の機会を保障し、事業実施の中で現地の人々の能力強化に資する要素を取り入れていくことです。中でも、縁に追いやられやすい女性・子ども・少数民族・障がい者などの参加にも配慮し、すべての参加者を平等に扱うことが重要です。

2. なぜ「民主的なオーナーシップ」なのか？

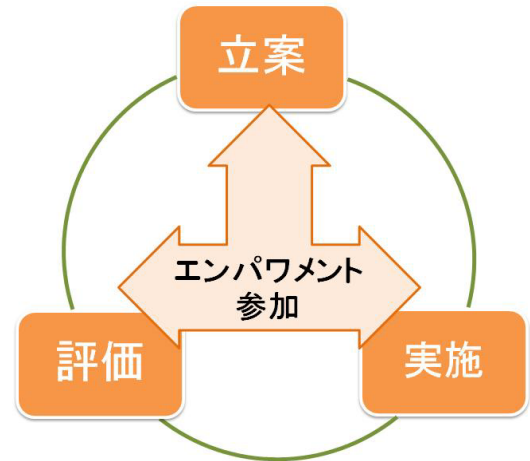
ODAの質を議論する援助効果論において「オーナーシップ」とは、被援助国が主体的に開発戦略を作成し、その実行に主導権を持つことを意味します。外部者である援助国、援助機関（ドナー）は、ドナー間で援助を調整し、被援助国自身が策定する開発戦略や計画に沿うような援助を行うことが重要だと考えられています。

これに対しCSOは一貫して「援助効果議論でうたわれるオーナーシップでは、国家政府の主体性ばかりが重視されており、市民の声がないがしろにされかねない」と訴えてきました。このような問題意識を背景にCSOが提唱したのが、市民が広く開発計画に参加し、政府に限らず、CSO、地方自治体、議会など多様なアクターのオーナーシップを尊重する「民主的なオーナーシップ」です。CSOは自身の役割を、市民社会の能力強化と貧困層の声を代弁することと捉え、ODAの「民主的なオーナーシップ」の向上に取り組んでいるのです。

3. 人々のエンパワメント、民主的なオーナーシップ・参加を実践していくために

大切なのは、CSOの理念や活動計画づくり、また各事業の立案→実施→評価のサイクルに、現地の地域住民やCSOのエンパワメントに資する要素を盛り込んでいくことです。また、国家の開発戦略や政策に対する地域住民の発言力や影響力の強化に取り組むことも重要です。

原則6（公平なパートナーシップと連携の模索）でも述べられている通り、外部者である先進国のCSOは、途上国のパートナーCSOの主導性を尊重すべきです。すなわち、パートナーCSOの活動理念や優先順位を尊重し、先進国CSOがそれに沿う形で支援を行うことが求められます。



4. 人々のエンパワメント、民主的なオーナーシップ・参加を実践する際の注意点と課題

(1) 南のCSOや地域住民との力関係に気をつけましょう

途上国の人々、特に援助を受ける開発現場の地域の人々は往々にして受け身の立場になってしまうことがあります。一方、資金や技術を持っている先進国のCSOは、意識せずとも事業や開発政策をコントロールしてしまいがちです。先進国のCSOは、途上国のCSOや地域住民との力関係が不均衡になっていないか、常に気を配る必要があります。

(2) 形だけの「参加」や「動員」にならないようにしましょう

CSOの活動現場においても、あらかじめ外部者により決められたプロジェクト計画への実施に住民を動員するなど、形だけの参加がしばしば見受けられます。先進国のCSOは、途上国のCSOや地域住民の力を引き出し、必要な能力強化を行うことによって、南の市民社会を育てる役割が求められます。

(3) 縁に追いやられやすいグループに平等な参加の機会を提供しましょう

女性・子ども・少数民族・障がい者など、縁に追いやられやすいグループに、平等な参加の機会を提供しましょう。また、こうした人々の参加を阻む要因がある場合、いかに活動地域の事情を尊重しつつこれを除去していくのが課題となります。

(4) 日本の市民の理解を促進しましょう

日本の市民には「国際協力=かわいそうな、困っている人々を助けること」という慈善の意識が強く、活動地域の住民の主体性を尊重する重要性が見落とされがちです。教育や保健といった社会開発のプロジェクトには強い関心が寄せられても、現地市民社会の能力強化や、政策提言活動に対する関心は高くないという現実は、この傾向に起因すると言えるでしょう。

日本のCSOは、エンパワメント、参加、民主的なオーナーシップとは何を意味し、その実現には何が必要なのか、日本の市民に理解を促していく必要があります。

原則 4. 環境の持続可能性の推進



途上国が直面する課題には、貧困、環境、人権、平和などのグローバルな課題が相互に関わりあっています。たとえば、気候変動や、生態系の破壊で最も深刻な被害を受けるのは途上国の貧困層であるとも言われています。そのため、途上国で開発課題の解決に取り組むCSOは、グローバルな環境問題を念頭においた対応を求められています。すなわち、環境の持続可能性は環境問題に直接的に取り組むCSOだけが配慮すべき課題ではなく、開発事業を行うCSOも共通で取り組むべき課題です。

CSOには、現地の生態系を健全に保つために必要とされる、その土地ならではの諸条件に十分な注意を払い、環境の持続可能性を高めるような方法で活動を実践することが求められます。また、現地の社会経済情勢やその土地固有の手段・方法を尊重し、人々の幸せや生物多様性、持続可能性の推進に取り組む必要があります。

1. 環境の持続可能性とは？

CSOの活動は全て、人々の生活の質の向上を図ることを目的に行われています。しかし、物質的・経済的な生活の質改善は、ときとして地球の生態系に深刻な悪影響を引き起こすこともあります。大規模な工業化に伴う公害の拡大はその最も典型的な具体例です。このような事態を未然に防いだり、起きてしまった環境汚染の影響を減らし、環境の持続可能性を高めることは、開発の効果を持続的なものにするためにも不可欠です。

「環境の持続可能性」とは、全ての人類が依って立つ地球の生態系を将来に渡って利用可能な状態にし続けることです。その実現のためには、政治・社会的な対応や国を超えた協力が必要になります。例えば天然資源は、適切な管理を行えば将来も持続的に地域住民に利益をもたらします。しかし、特定の人々や団体の経済的利益を優先し短期間に採掘・採掘しつくしてしまえば、資源の持続性は低下してしまいます。そして、そのしわ寄せを受けるのは往々にしてとりわけ貧しい立場の人々です。実際、多くの途上国で、石油や各種鉱物資源をはじめとした天然資源の所有権、また医薬品の原料となる天然動植物の帰属を巡り、開発する側と居住者側の利害が鋭く対立する事態が発生しています。

途上国では往々にして貧しい人々の資源に関する権利が簡単に奪われやすい状態にあります。そのため、民間企業等による天然資源の利用については国際機関やCSOによる適切な監視を行っていく必要があります。

CSOは自らの事業だけでなく、ODAや民間企業等が行う活動についても、環境の持続可能性を損なう可能性はないかを見極め、同時に開発途上国の人々や社会が自身の手でこれを担えるようになるよう、手助けしていく必要があるのです。



2. 環境の持続可能性を促進するために

CSOは、生態系を健全に保つために必要なその土地ならではの諸条件、つまり現地の社会経済情勢やその土地固有の手段・方法に十分な注意を払う必要があります。例えば、農業の支援により村民の収入向上を目指すCSOは、その地域の生態系の保全にも資するような手法で事業を行うことが重要です。また、その地域に関わる政府や企業を含めたあらゆるセクターにも同様の配慮を払うよう、根気強く働きかけていく必要があります。

環境の持続可能性を維持・促進するためには、政治・社会的な対応が必要です。例えば、農業を中心に生計を立てている人々が不安定な自然環境の中で生きていくためには制度や援助による支援が必要不可欠です。したがって、環境の持続可能は途上国の人々の権利や社会正義と表裏一体の問題として捉える必要があります。

近年、地球環境の変動が途上国に住む貧しい人々に与える影響はますます強くなっています。干ばつや洪水の頻発、さらには急激な砂漠化の進行といった自然環境の変化によって、農業は非常にリスクの高い生産活動になっています。このことは農村部の貧困層が、貧困状態から脱出することをより困難にしています。地球環境変動の影響を軽減するために様々な制度的な取り組みを行い、人々の地球環境変動への対応力を高めることが求められています。

3. 環境の持続可能性を促進する上での注意点と課題

(1) 環境と開発を二項対立として捉えないこと

環境と開発を二項対立の概念として捉えるのではなく、包括的な課題と捉えて事業に取り組みましょう。グローバリゼーションの広がりの中で、貧困問題は国内に留まらず、国家間の複雑な因果関係によって生み出されています。

(2) 身の回りから見直しましょう

環境は、途上国における活動だけで配慮すれば良い課題ではありません。節電や紙の再利用、ゴミの分別など、日本の事務所やそれぞれの家庭でも取り組むべき課題です。私たちの足下から見直してみましょう。

BOX 1. 事例を通して考える「環境」と「開発」

経済発展が進むA国では、政府の強いリーダーシップによって策定された政策により、鉱山開発や工業団地開発が急速に進められています。長年、A国で農村開発・生計向上に取り組んできたある日本のCSOは、こうした開発により稲作や森の恵みに頼って生計を立ててきた農民の伝統的な暮らしが脅かされていることに危機感を感じていました。

土地森林なくしては農民の生計を安定させることはできないと考えたCSOは、現在、土地収用問題に対応するために：

1) 森林の境界線を明確にし、利用する土地/保護する土地に区分して法的な登録手続きを促す事業

2) 農民の権利意識を高める事業

に取り組む、自然保護と権利擁護を組み合わせた支援を行っています。

原則 5. 透明性の確保と説明責任(アカウンタビリティ)¹の実践

途上国の発展を支援するために、国民の税金から多額のODAが支出されています。税金ですから、当然、そのお金の流れ、使い道、出した分の効果、つまり途上国の人々の生活がどう変わり、貧困が緩和されたかなどを見極めることは、私たち国民の義務でもあります。そのために日本政府は、ODA白書や年次報告書、評価報告書、各種統計データ等の作成や開示によって、援助の意義や効果を国民に説明しています。このように、プロセスや結果を明らかにすることを「説明責任」と言います。

開発援助を提供しているのは政府だけではありません。CSOもまた、重要な役割を果たしています。世界中で議論されてきた開発効果の考えの中では、CSOに寄付や支援してくれている人々、資金助成してくれている政府や機関だけでなく、援助の現場で協働しているパートナー団体、そして援助を受けている人々に対しても、CSOは自分たちの事業の実施について積極的に、かつ民主的に説明責任を果たす義務があると強調されてきました。

1. 透明性、説明責任とは？

透明性： 事業に使うお金の収入や支出、使い方など財務に関するプロセスや結果を公正に明らかにすることです。

その他に、人事、組織内のジェンダー平等の実践、管理運営、倫理や汚職防止の問題などに関しても、関係者とともに民主的なプロセスをもって決定することを前提とします。CSOは資金援助を受ける側になると同時に、援助を提供する国のCSOに資金を調達する側になることもあります。この場合は、提供する相手である受益者に対しても透明なプロセスを保障する必要があります。

説明責任： 透明性が確保されたなら、必要に応じてそれを報告会、広報、討論会やセミナーなどの場で説明するとともに、年次報告書（会計報告書を含む）や評価報告書を発行し、支援者や関係組織に対して公開し、情報の照会などを求められた際には、適時正確に応えなければなりません。

多方向に向けての説明責任： 従来、説明責任のほとんどは、主に資金的な支援者や組織に対する報告が重視されてきました。一般的に、資金を出している側が強い立場にあるため、そうならざるを得ない現実があるのも事実です。しかし、一方通行の説明責任は、時に誤りや改善点を見過ごしたり、狭い視野での判断や決定をに繋がってしまう危険性があります。この問題を回避するために、ODAを提供している各国政府と、援助を受けている途上国の政府は、受ける側だけでなく提供する側も透明性のもとに平等に説明責任を果たすことを誓約し、これを「相互説明責任」と呼んでいます。

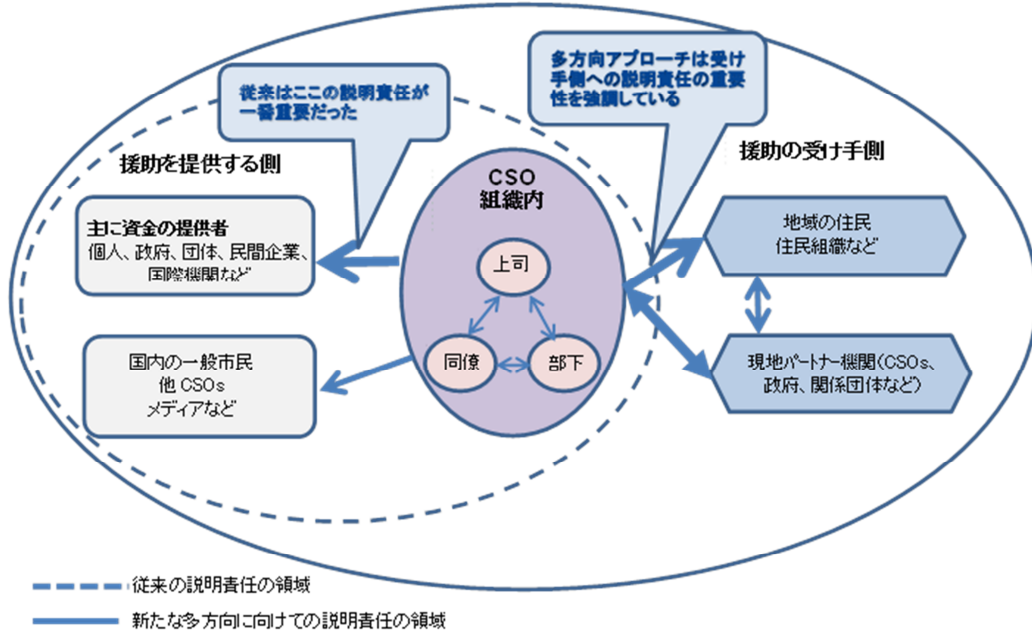
一方、CSOはこの相互説明責任の範囲を超えて、単一の相手だけでなく、上下左右の多方向に向けて説明責任を果たすことを重視しています。説明責任という行為を通して、パートナー間の平等な関係と民主的な環境を築こうしているのです。

具体的には、資金提供している人や組織に対してだけでなく、援助を提供している地域の住民、特に社会から取り残され、不利な立場にいる人々、またパートナーとして協働する現地CSO、政府職員、関係者、そして自分たちの組織内でも上司、部下、同僚の双方向による説明責任の実践を目指しています（次頁図1参照）。

¹ 「アカウンタビリティ」は一般的に「説明責任」と訳されますが、その意味するところは組織・活動内容の説明だけではなく、健全な組織を維持するために、組織や活動の体制をチェックし改善する努力をすることまでを含む広い意味を持っています。

図 1.

多方向への説明責任のイメージ図



2. CSOが目指す説明責任の実践とはどんなもの？

CSOが目指している多方向に向けた説明責任の好例として、英国のCSO、アクション・エイド (Action Aid) が実践しているAlps (アルプス) というプログラムを紹介します。Alpsとは英語で「説明責任、学習、計画体系」の略語です。

通常、事業を行う場合、お金を持ってくる側、実施する側が主導して計画し実施へとつなげるケースが多くみられますが、Alpsではあらゆるプロセスにおいて援助を直接受ける人々の参加を促し、ともに学び合いながら進めていきます。

右にAlpsの実施イメージ図を示します。Alpsでは、事前査定、戦略作り、計画、レビューや監査のすべての段階を地域の住民とともに進め、各段階における関連情報をすべて開示することを促しています。例えば今までほとんど行われてこなかった事のひとつとして、予算を立てたり、監査をする際にCSOの職員の給与などを開示することも含まれています。

この良し悪しについては賛否両論ありますが、何にどれだけのコストがかかり、そこからどれだけの効果が出せるのかを計算するには、当然ながらすべての経費を机上に出さねばなりません。

Alpsでの2つのキーワードは「態度・行動変容」と人々の「エンパワメント (力や権限を付与すること)」です。態度・行動の変容の中で、以下の様な力強いメッセージが出されています。

- 他者を知ることは知識となる
- あなた自身を知ることは真の知となる
- 他者を制することは力となる
- あなた自身が主人公になることは真の力となる

アクション・エイド Alps の実施イメージ図



出所: Action Aid International (2005) Alps

3. 透明性の確保と説明責任の実践にむけて留意すべき点と課題

(1) 透明性と説明責任の範囲をどこまでに設定するのか決めましょう

透明性や説明責任を多方向に向けて行うことは新たな取り組みで、理想的な姿といえます。しかしながら、現場での実践は理屈で言うほど簡単ではありません。まず、透明性、説明責任をどこまでの範囲に設定し、誰に開示するのか等について関係者の間で意見が分かれる可能性もあります。そこには色々な利害関係が絡むため、一筋縄ではいかないでしょう。最初からすべて教科書通りにうまくはいきません。まずはできる部分、明らかにすべき部分の重要度、優先度を決めて、少しずつハードルを上げていく試みが現実的でしょう。まず第一歩として、JANICのアカウントビリティ・セルフチェック（次頁BOX2参照）を活用するのも一案です。

(2) 地域の住民の人たちと透明性、説明責任について話し合しましょう

透明性、説明責任を地域住民と共有しようとしても、そもそも「説明責任とは何か」を一言で理解できない人々もいるかもしれません。また、その必要性を理解してもらうのに時間がかかることもあるでしょう。このような人々は長い間、重要な情報から閉ざされてきたので当然の結果ともいえます。この場合は、透明性、説明責任という抽象的な用語を使わず、地域の人たちがどのような情報や知識が必要と思っているのかなどを、相互学習を通して明らかにし、次第にこれらの用語の意味が理解されるよう取り組むことが必要です。

AIPSの取組みのように査定からレビュー・監査までの長い年単位の時間の中で行われる情報提供や交換、討論などにより、少しずつその意味や価値が見えてくるはずです。すなわち、透明性や説明責任は最後に開示され報告される結果だけでなく、行為の間で取り交わされるプロセスがより一層重要になるわけです。

(3) 組織内で透明性、説明責任について共有し、具体策を立てましょう

事業を実施するCSOの組織内の透明性や説明責任もまた、複雑な問題に直面するかもしれません。どこまでの情報公開ができるのか、実際にはできないものもあるかもしれません。仮に開示できない情報がある場合は、一握りのスタッフしか知らされないような結果にならぬよう、何故開示できないのか部下、同僚、上司間で共有、認識し、将来的には非開示を少しでも減らす努力をし、開示に向けた具体策を立てられる組織能力の醸成が重要です。

BOX 2 : アカウンタビリティ・セルフチェック (ASC) とは?

ASCは国際協力NGOがアカウンタビリティの状態を自己診断するためのツールです。国際基準を参考に、日本の文脈や法令を加味して作成されており、組織体制の確認や改善の取組みを公表することで、実施団体のアカウンタビリティ向上に資することを狙いとしています。

チェックは全41項目あり、(1) 組織運営基準、(2) 事業実施基準、(3) 会計基準、(4) 情報公開の4分野から構成されています。実施団体はJANICの立ち会いの元、それぞれの項目について実施しているか否かを確認し、その結果はJANICのウェブサイトで公開されます。所定の手続きを経てASCを実施し、その結果を公表する団体は、アカウンタビリティ・セルフチェックのマーク(以下)を団体の広報物などで使用することができます。

JANICでは、2002年よりツールの開発に取り組み、2008年からACS2008を開始。2012年には内容を改訂してASC2012を公開しました。これまでにASCを実施した団体は60以上にのぼります。

ASCチェック項目例 (組織運営基準の指針を一部抜粋)

- 組織の目指していることを周知している
- 組織の構成要素の権限、責任、役割を明文化している
- ▲ 組織運営上の意思決定の手順を明文化している
- 組織の意思決定の内容と経緯を職員と共有している
- 理事の業務執行状況と組織の財務状況が監査されている

※○必須項目 ▲強化項目



※アカウンタビリティ・セルフチェックの実施方法等、詳細は以下をご覧ください。

<http://www.janic.org/more/accountability/selfcheck/>

原則 7. 知識の創出、共有と相互学習の実践

1. CSOが知識の創出と共有、相互学習を実践することの意味とは

CSOがCSOである所以は、現代社会が抱える様々な問題について

- 1) 問題が起きた経緯や原因、因果関係を当事者とともに、あるいは当事者に代わって明らかにすること
(但しCSOが当事者のケースも有り)
- 2) 問題によって著しく不利益が生じている状況を改善する訴えや行動を起こしていくこと

にあると言えるでしょう。

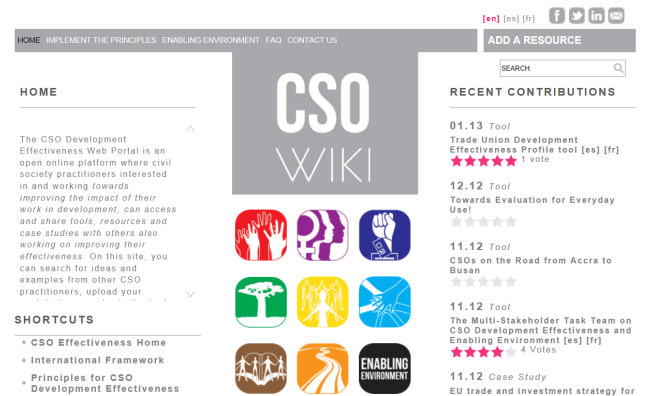
開発分野においては、開発によって権利が抑圧され、その恩恵から取り残されている社会的弱者が、貧困や人権が侵害された状態から抜け出して人間らしい生活を営めるよう、いかに支援していけるかが重要となります。

このような行動を起こしていく前提として、CSOは自らの行動の裏付けとなる理論の構築が求められます。過去の活動から得た経験や、他のCSO及び開発アクターとの交流を通して蓄積された知見をもとに、新たな開発概念や方法論等を生み出すことが求められています。また、それを他のCSO及び開発アクターと共有することで相互に学び合い、議論を深めていくことによって、さらに効率的かつ効果的な開発理論を導き出すことも重要です。

こうしたプロセスを通じて、CSOは責任ある開発アクターとして認められ、CSOがめざす社会的弱者の視点に立った開発への向き合い方が国際社会で広く受け入れられることにつながるのです。

相互学習を行う相手には、他のCSOや組織内のスタッフやボランティアだけでなく、現地のパートナーCSOや、現地コミュニティの人々が含まれます。特に、現地のパートナーCSOや支援対象者との間には、必然的に力関係が生じることを十分に認識し、不均衡を是正していこうとする姿勢が重要です。

また、互いの立場を尊重しながら、より良い状況を生み出すための開発のあり方を議論し、新たな開発概念や方法を自らの活動に積極的に取り込む姿勢を持つことも大切です。



イスタンブール原則の実践の事例を共有するサイト：CSO WIKI もまた、

↑ 相互学習の一取り組みと言えます ↑

2. 知識の創出と共有、相互学習を実践していくために

(1) 開発をめぐる議論に参加し、社会的弱者の声を反映させるよう働きかける

開発をめぐる考え方は常に変化し続けており、国際社会での議論・潮流が今どこに向かっているのかを見極めることが重要です。また、こうした議論を国際機関や各国政府に委ねるのではなく、CSO自らも積極的に参加し、当事者でありながら蚊帳の外におかれがちな社会的弱者の声を議論に少しでも反映されるよう、国際社会に働きかけていく役割が求められます。

(2) CSOでネットワークを組み、共同で開発概念や方法論を提案する

国際機関や各国政府と比較して、個々のCSOの規模は小さく、集まる英知や情報量には格段の差があります。そのため、CSOが国際機関や政府と同じ土俵で議論・活動していくためには、開発に対する考え方や教訓を共有できる複数の団体がネットワークを組み、互いの主義主張を尊重しながら議論を深めつつ、共に声を上げていくプロセスが不可欠です。

CSOと一言でいっても、団体のビジョンや使命は多様であるため、その主張をまとめる作業は一筋縄ではいかないでしょう。しかし、数を力にCSOとしての立場を明確にすることで、私たちが重要と考える価値や方法論が広く国際社会の中で共有されることにつながるのです。

(3) 自らの活動をチェックし、客観的な評価を行う

CSOは、自分たちの活動が社会的弱者の生活向上や人権の擁護に結びついているか、また活動によって支援対象者や社会に悪影響が出ていないかを常に自問自答する必要があります。

組織面では自団体内部の評価に加え、外部専門家による客観的な評価を得ることが不可欠です。また事業面では、事業実施における課題の整理や改善プランの提示などを日頃から組織として体系的に行う体制を整えることが必要です。さらに、他団体との間でピアレビューを行い、知見の共有や相互学習を通して、事業を行う意義や事業が及ぼす影響について客観的な判断を得ることも有益でしょう。

(4) 現地コミュニティや支援対象者から学ぶ

現地コミュニティや支援対象者が持っている内発的知識、先祖伝来の知恵や精神から学ぶ姿勢を持つことも重要です。開発事業の計画・実施・評価といった一連のプロセスにおいて相互学習の仕組みを確立する必要があります。現地コミュニティや支援対象者との効果的な相互学習を妨げうる不均衡な力関係があれば、是正しなくてはなりません。

4. 知識の創出と共有、相互学習を実践していく際の注意点と課題

CSOが知識の創出と共有、相互学習を実践していく上でとりわけ重視すべき点は、既存の概念や価値観にとらわれず、経験をもとに、新しい知識や価値観を生み出していく姿勢です。さらに、現地コミュニティや支援対象者との交流や議論を通して得られる様々な気づきや学びを、組織や事業に反映させていく力も求められます。そのためには、常日頃から他のCSOや現地コミュニティを含む様々な開発アクターとの協調的な関係を保ち、他者から学ぶというプロセスが欠かせません。また、開発をめぐる議論について、他のCSOや開発アクターとの間での意思疎通と共有を図り、相互学習で得た知見を広く一般社会に普及・啓発していくことも重要です。

原則 8 : 状況の改善にむけた持続的な変化の促進

私たち人類の歴史は、変化の積み重ねだったと言えるでしょう。特に産業革命による社会的な大変革後に見られた人類の生活の質の向上には目覚ましいものがありました。もたらされた変化は物質的なものだけではありません。概念的な面においても大きな変化がありました。中でも、人権概念の普遍化や男女平等という考え方、民主主義や参加といった政治的な権利の獲得は、私たち人類に大きな進歩をもたらしてきました。

一方、こうした変化には負の側面も多くありました。例えば、短期間のうちに外部から押し付けられた文化的な変化が、当該社会に摩擦や強烈的な拒否反応を引き起こした例は各地で見られます。また、内戦や民族紛争によって政府を失った地域では、紛争後においても人権や正義の確保や回復といった点で多くの困難を抱えています。さらに近年では、環境の持続性を確保、推進することが、経済的な発展と相反するものとして議論されることもあります。科学技術の進展においても、産業の急拡大期に見られた公害の拡大等に代表されるように、全てが前向きな変化であったかについては様々な議論があります。

つまり私たち人類は、社会に提起された変化が、将来の世代を含めたあらゆる立場の人々にとって前向きで、受け入れられるものであったとき、その変化を進歩の原動力にできるのです。CSOは、このような前向きな変化を継続して起こすことに取り組み、また社会全体にも同様の努力を払うよう働きかけていく必要があります。

1. 開発効果における「状況の改善にむけた持続的な変化」とは？

CSOは、不平等・貧困・差別等の根本原因に焦点を当て、その改善のために前向きかつ持続的な変化を実現することを通じて、人々の生活の質向上を目指しています。また、既存の人権概念や民主主義といったイスタンブール原則に示されている基本的な価値観についても変化に応じて適宜見直し、改善させていくことが重要です。私たちCSOは、既存の考え方や概念にとらわれることなく常に改善の意識を持ち、より良い社会をつくるためにあらゆる働きかけを行っていく必要があるのです。

この原則は、特に人々の生活が脆弱な状況となる紛争中や紛争後の地域において重要な指針となります。社会を導くべき責任を負う政府や行政が存在しなくなった状況下では、人々の権利や正義、社会規範が非常に脆弱な状態におかれます。例えば紛争が終わったとしても、簡単に社会規範は元には戻りません。また、それを元の状態に戻すことが必ずしも良いこととは限りません。このように、社会の価値や規範が不安定となり、後退の恐れがある状況においてCSOは重要な役割を担います。例えば、CSOは政府に対する政策提言活動や、市民への人権意識の啓発をするなどの役割を果たすことができます。他方、国家が存在しない場合、あるいは国家としての能力が著しく低下している状況において、CSOが国家に代わって公共サービスを提供すべきであるかどうかは、それぞれの立場から異なる議論が提起されています。

このようにCSOは、社会に対して新たな価値や規範を提起する役割や、紛争後の社会のような脆弱な環境下において、社会が前向きな価値や規範を失わないよう支援する役割、更に将来に向けて持続的に前向きな変化を求めていくことを支援するという役割を担います。そしてこのような役割を果たせたとき、CSOは開発効果の高い活動を実践できたと言えるのです。

2. 状況の改善にむけて持続的な変化をもたらすために

人権概念の普遍化や男女平等、民主主義、政治的自由の獲得といった前向きな変化を前進させ、より良い社会を実現するためにCSOは以下に取り組む必要があります。

(1) 組織内部での議論

組織内部で、イスタンブール原則に代表されるような、CSOが重視する概念や価値について考えたり話し合う機会を積極的に設けること。また、話し合いの中で、既存の概念や価値を見直し、活動や組織文化が前向きな概念や価値を新たに作り出されることを阻害していないかどうかを確認すること。

(2) 活動内容に重要な概念や価値を組み込む

新たな活動やプロジェクトの形成において、イスタンブール原則に代表されるような、CSOが重視する概念や価値が適切に検討されたかを確認するプロセスを設けること。例えば、子どもの権利の保障を重要な価値としている団体であれば、活動内容に子どもの権利の視点が組み込まれているかどうか、事業形成の段階でチェックをすること。

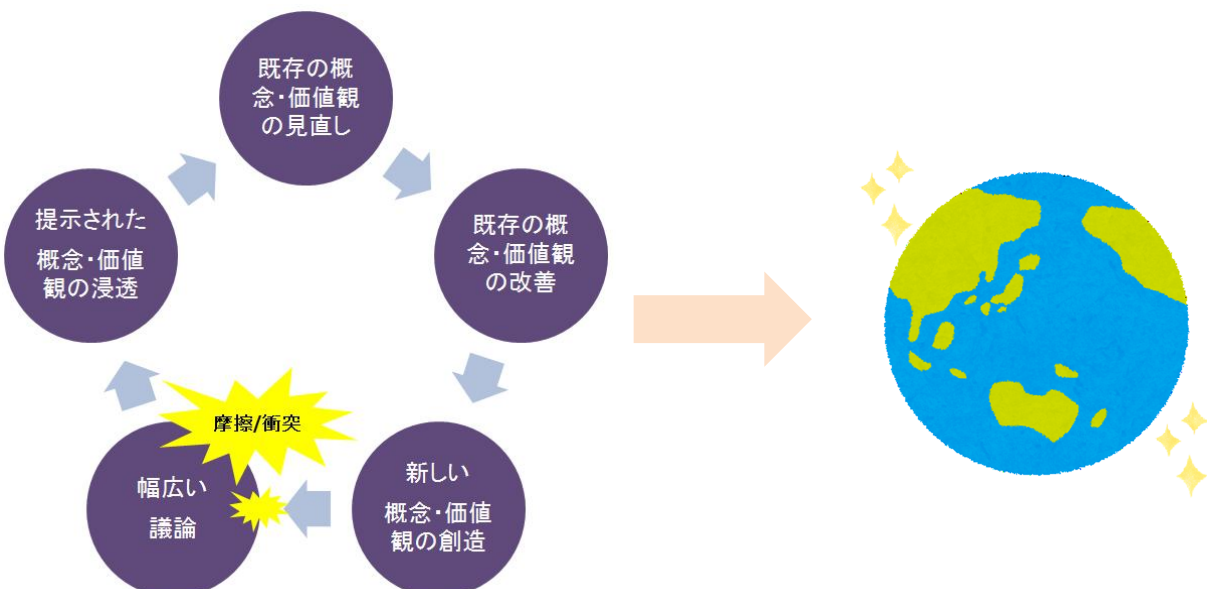
(3) 外部に重要な概念や価値を発信する

CSOが重視している概念や価値を対外的に発信し、アピールするための広報戦略を策定し、実践すること。

とりわけ、紛争等の影響で脆弱になっている社会において上記を実践するのはたやすいことではありません。しかし人権や社会的正義が著しく失われているような場面においてこそ、具体的なアクションが極めて重要です。手探りの状態が長続きするとしても、決して諦めずに根気よく取り組むことが肝要です。

3. 実践する上での課題

新たな概念や価値が広く浸透するには時間がかかります。中には既存の価値観と衝突が生じ、簡単には受け入れられない場合もあるでしょう。多くの人が納得できるよう、将来世代への影響を含む、幅広い議論を根気強く続けることが重要です。





『効果的な活動を行うためにわたしたちが守るべき8つのこと
～CSO開発効果に係るイスタンブール原則を知るための手引き～別冊』

発行日 2014年3月

発行元 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター

〒169-0051

東京都 新宿区 西早稲田 2-3-18 アバコビル5F